

## 富山県食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）交付要綱

### （趣旨）

第1条 食材料費高騰の影響を受ける県内医療機関に対し、食材料費の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、富山県食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）及びこの要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- （2）有床診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所で、患者を入院させるための施設を有するものをいう。

### （交付の対象）

第3条 令和6年4月1日時点において富山県内に所在し、申請日時点において稼働している病院、有床診療所を運営する者（県又は市町村を含む）を交付の対象とする。

### （交付対象事業等）

第4条 交付対象事業は、食材料費支援事業とし、対象となる施設、要件及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

### （同意事項）

第5条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、補助金を交付しない。

- （1）交付対象施設の要件を満たしていること
- （2）交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- （3）富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- （4）虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じるとともに、補助金と同額の違約金の支払いに応じること

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、富山県食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）交付申請書及び実績報告書（様式第1号）を、令和6年4月30日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第7条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、富山県食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）をもって、申請者にその旨を通知する。

2 前項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、補助金を交付すべきでないと認められたときは、富山県食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(調査)

第9条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、補助金の交付年度の翌年から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象事業	交付対象施設・要件	交付額
食材料費支援事業	食材料費高騰の影響を受けている病院及び有床診療所（医科・歯科）	3,200円／病床 ※病床数は、令和6年4月1日時点の許可病床から、令和5年4月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかった病床を除いた数を基準とする。